# 測量・設計業務に係る最低制限価格の運用基準

令和８年１０月

大台町が発注する測量・設計業務に係る最低制限価格の運用基準は、次のとおりとする。

この運用基準において「予定価格」とは、大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）第 172 条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税を含めた価格とする。

## １．最低制限価格の設定について

測量・設計業務の委託契約については、①人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが高く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、②このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられ不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、③ダンピングによって、入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、当該業務を最低制限価格制度の対象とし**最低制限価格は予定価格の 7.5/10 以上の範囲で下記の考え方により算定される『業務委託に伴い最低限必要な費用（P)』として運用することとする。**

但し、下記の考え方に基づき算定された金額が予定価格の 7.5/10 を下回る時は 7.5/10 とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10 の 7.5/10 を下回る場合は、7.5/10 以上となるように P/1.10 値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

**業務委託に伴い最低限必要な費用：Ｐ**

## ２．測量業務（権利調査を含む）の最低制限価格

**Ｐ＝(直接測量費＋諸経費×0.6)×1.10**

但し 諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

## ３．設計業務・用地調査等業務の最低制限価格

### ３－１．積算に技術経費の項目を計上しない場合

**Ｐ＝(直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5)×1.10**

### ３－２．積算に技術経費の項目を計上する場合

**Ｐ＝(直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費)×1.10**

但し 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

## ４．地質調査業務に係る最低制限価格

**Ｐ＝(純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8)×1.10**

但し 純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注）複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎に P/1.10 値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記２、３、４の業務が合算された業務のことであり、３の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。また、１の予定価格の 7.5/10 以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合冊した後に行うこととする。

附　則

この基準は、令和８年１０月１日から施行し、この基準の執行の日以降に発注する測量・設計業務から適用する。